

## 衆議院情報監視審査会における平成29年年次報告書の取りまとめ及び 大島衆議院議長への提出について

本日、情報監視審査会は、全会一致をもって平成29年年次報告書を取りまとめ、大島衆議院議長に提出いたしました。平成28年に初めて年次報告書が提出されて以来、今回で3回目となります。

情報監視審査会は原則非公開ですが、本報告書は、国民に対する情報開示に努めるとの基本認識の下、審査会における調査の経過及び結果等について、委員間の合意を得て取りまとめられました。

※情報監視審査会は、衆議院情報監視審査会規程第22条により、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成して議長に提出し、議長はこれを公表することとされています。  
なお、本報告書は衆議院HP (<http://www.shugiin.go.jp/>) においてもご覧いただけます。

### 1. 概要

- (1) 対象期間 : 平成29年2月1日から平成30年1月31日
- (2) 審査会開会数 : 14回 (うち調査に係るものは12回)
- (3) 調査対象機関 : 11行政機関 (国家安全保障会議、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、経済産業省、海上保安庁、防衛省、防衛装備庁)
- (4) 提示を求めた特定秘密 : 特定行政文書ファイル13件 (外務省2件、経済産業省3件、防衛省6件、防衛装備庁2件)

#### [特定秘密の概要]

外務省 : 安全保障に関する外務省の特定秘密の一部

経済産業省 : 内閣衛星情報センターが我が国政府の運用する情報収集衛星等により収集した画像情報及びそれを分析して得られた情報 (資源エネルギー関係、災害関係等) であって、平成23年度から平成25年度中に経済産業省が提供を受けていたもののうち、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置を廃棄とすることが妥当と認められたもの

防衛省 : 特定秘密保護法施行前の防衛秘密制度下において作成された防衛秘密文書の接受・保管に係る簿冊 (帳簿類及び点検簿) であり、その後、特定秘密保護法の施行に伴い、それらに記された防衛秘密は特定秘密に移行したもの

防衛装備庁 : 「そりゅう」型潜水艦の安全潜航深度及び水中航続時間が記載された資料

### 2. 新たに取り組んだ事項

**特定秘密文書廃棄問題を中心的に取り上げ、廃棄に係る実態を明らかにしました。**

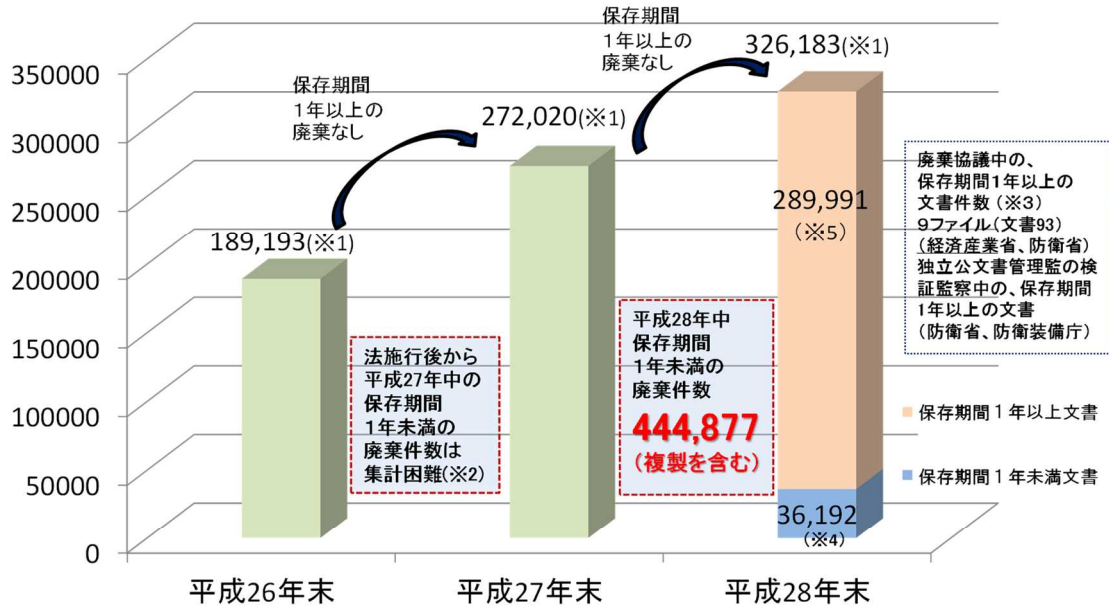
#### 【調査結果の概要】

➢平成28年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書

総計 44万4,877件 (複製物を含む。)

※平成28年末時点での特定秘密文書件数(32万6,183件)は複製物を含まない。

## 特定秘密が記録された行政文書の保有件数の推移と廃棄の状況



※1 各年末時点の特定秘密文書の保有件数は、同一行政機関内で同一内容のものを複数保有している場合は、1件として計上。

※2 平成30年1月末現在、一部省庁において、当該件数(複製を含む)を未提出若しくは集計が困難と説明しているため。

※3 各行政機関から当審査会に提出された資料(資料要求日:平成29年5月26日、「7 調査の方法」参照)に基づき積算した「平成29年中の保存期間1年未満の廃棄予定件数」の総計は、約54,690件。

※4 平成28年末時点での保存期間1年未満の特定秘密文書の件数として各行政機関から当審査会に提出された資料(資料要求日:平成29年5月26日、「7 調査の方法」参照)の件数を積算したものの。

※5 平成28年末時点の特定秘密文書の保有件数から※4の件数を差し引いたもの。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

### ▶ 保存期間1年未満の特定秘密文書で平成28年中に廃棄されたものは3類型6種

保存期間1年未満の特定秘密文書で平成28年中に廃棄されたものの類型

類型		文書の廃棄を問題ないとする理由	該当省庁	廃棄件数
1	(1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製(コピー)	内閣官房 警察庁 外務省 防衛省 防衛装備庁	20,310
	(2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房 警察庁 公安調査庁 防衛省 防衛装備庁	9,069
	(3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房 防衛省	383,166
	(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房 警察庁 消防庁 外務省 防衛省	768
2	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の素材	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	内閣官房 警察庁 外務省 防衛省 防衛装備庁	28,272
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	内閣官房 防衛省	3,292

合計 444,877件

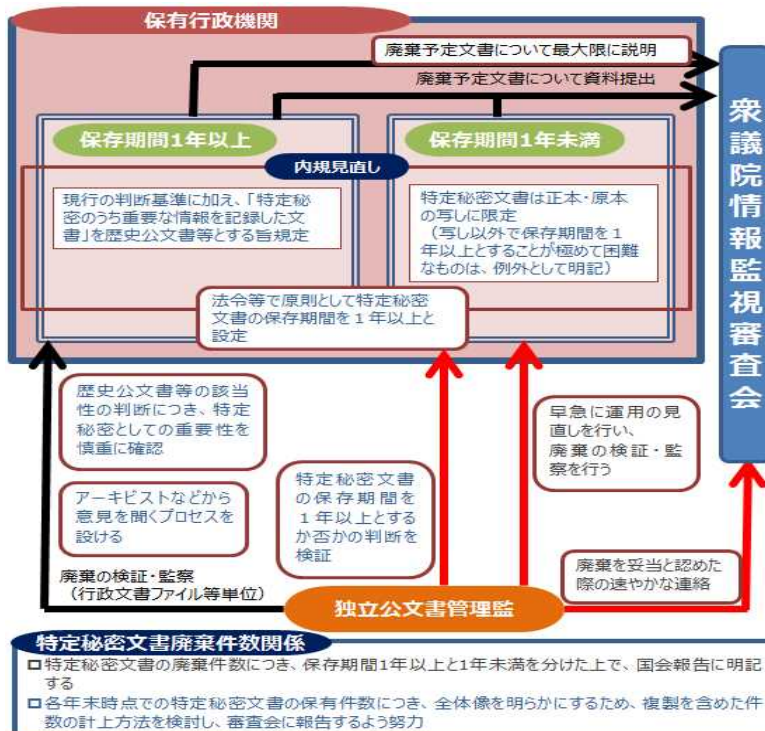
(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

【主な審査会意見（概要）】

政府に対する意見として委員間で協議し、合意したもののうち、特定秘密文書廃棄問題についての主な意見として、新たなルールの検討を求めるものは以下のとおりです。

- ① 特定秘密のうち重要な情報を記録した文書については歴史公文書等となるよう、特定秘密文書を保有する行政機関（保有行政機関）の文書管理規則等の内規を改めることを検討すること。
- ② 独立公文書管理監が、特定秘密文書の行政文書の保存期間が1年以上とするか否かの保有行政機関の判断の妥当性を検証できるよう、運用基準等に明確化することを検討すること。
- ③ 政府として公文書管理に係る法令等を見直し、特定秘密文書を重要な行政文書として位置付けた上で、原則として行政文書の保存期間として1年以上を設定することなどの規定を整備することを検討すること。
- ④ 独立公文書管理監が廃棄とする措置を妥当と認めた際は、当審査会に対しても速やかに連絡すること。保有行政機関も当審査会に対し最大限の説明を行うこと。
- ⑤ 特定秘密文書の保存期間を1年未満とするのは正本・原本（他省庁が保有する文書も含む。）の写しに限定し、その旨を各行政機関の文書管理規則等の内規に定めるよう政府として方針の作成を検討すること。
- ⑥ 保存期間が1年未満の特定秘密文書の廃棄についても、独立公文書管理監が検証・監察を行うよう、早急な運用の見直しを行うこと。
- ⑦ 特定秘密文書の廃棄件数について、行政文書の保存期間が1年以上と1年未満を分けた上で、国会報告で明らかにすること。

特定秘密文書の廃棄に関する新たなルールの設定（平成29年「政府に対する意見」に基づくもの）



※赤矢印は新たなルール

※青字のものは検討を求めるもの

前回の報告書で特定課題として取り上げた事項のフォローアップを行い、措置状況を明らかにしました。

【調査の結果の概要】

○特定秘密文書不存在関係

平成29年中に指定を解除若しくは文書を保有するなど、一定の対応がみられました。

特定秘密文書不存在（平成28年12月31日時点）の  
特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	指定件数 (平成28年 末時点)	特定秘密文書不存在 の特定秘密件数 (各年末時点)		平成28年末時点で文書が存在で ある理由	件数	H29で 措置済
		平成27年	平成28年			
国家安全保障会議	3	2	3	(内閣官房で文書を保有)		—
内閣官房	66	11	9	平成29年中に文書が出現しているもの 複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	7	2
警察庁	29	1	0	(平成28年中に指定解除済み)		—
公安調査庁	16	1	2	平成29年中に文書作成済み		2
外務省	39	7	5	平成29年中に指定解除 (外-9、10、15)		3
				平成29年中に文書保有済み		1
				他機関が保有しているもの	1	
防衛省	289	132	129	平成29年中に指定解除 (防-76、77、87、88、91、224)		6
				平成29年中に文書作成済み		7
				今後、文書作成・取得見込み		1
				複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	17	
				他機関が保有しているもの	11	
防衛装備庁	18	14	3	あらかじめ指定したもの	1	
				複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2	

(※)平成30年に入り、文書作成済み。

(政府提出資料及び政府答弁等を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

○作成から30年を超える特定秘密文書関係

作成から30年を超える特定秘密文書を警察庁、外務省及び防衛省が保有しており、そのうち防衛省の一部につき、保存期間満了時の措置を廃棄としているものがあることが明らかになりました。

【主な審査会意見（概要）】

政府に対する意見として委員間で協議し、合意したもののうち、前回の年次報告書の特定課題のフォローアップ関係についての主な意見は、以下のとおりです。

○特定秘密文書不存在関係

➢複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、特定秘密文書を保有していない行政機関の指定を解除、若しくは文書を保有することを再検討すること。

○作成から30年を超える特定秘密文書関係

➢作成から30年を超える特定秘密文書の保存期間満了時の措置を再検証の上、当該文書を原則として歴史公文書等とすることを検討すること。

### 3. 主な今後の調査方針

- 本報告書の対象期間中、調査を進める中で明らかとなった問題点や課題のうち、未解決の事項については引き続き調査を進める必要があります。特に、特定秘密文書の廃棄問題については、今後も当審査会における主要課題の一つとして調査を継続します。
- 特定秘密文書が廃棄された場合に、知得者の知識（頭の中）にのみ特定秘密が残ることが調査の結果、浮き彫りとなったため、同文書の廃棄に係る指定解除の在り方について調査を進める必要があります。
- 外務省や経済産業省の特定秘密の指定の在り方など継続して課題となっている事項についても、引き続き調査を行っていきます。
- 今後は、工程表に基づき引き続き調査の実施を継続し、必要に応じて随時特定秘密の提出・提示を求めるなど、一層の深化、具体化を図ることとします。また、通常の調査とは別に特定課題についても、海外の事例などを参考とし、引き続き検討を進めます。

### 今後の調査方針（工程表）

	平成30年	3月	12月
全体の動き	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑               <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定秘密指定管理簿の受領、②指定書等補足資料受領、</li> <li>③特定秘密文書等の件数、名称の一覧/廃棄・廃棄予定の件数（保存期間で区別）、その名称及び廃棄理由/指定解除に係る情報/複数の特定秘密が記載された文書の明示</li> <li>④審査会意見に対する対応</li> </ul> </li> </ul>		
特定秘密を含む不開示情報の提出・提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内閣衛星情報センター視察</li> <li>■ 作成から30年を超える特定秘密文書の取扱い</li> <li>■ 外務省等特定秘密の指定の在り方（指定書の記載方法/項目立て等）（継続）</li> <li>■ 廃棄協議中等の特定行政文書ファイルについて検証</li> </ul>		
独立公文書管理監	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 独立公文書管理監報告 独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告を公表</li> <li>■ 報告について 説明聴取・質疑</li> <li>■ 定期的な活動状況報告及び質疑 ※廃棄とする措置を妥当と認めた際に速やかに報告</li> <li>■ 独立公文書管理監における検証・監察の在り方（ケーススタディの実施）</li> </ul>		
適性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府からの国会報告⇒説明聴取・質疑</li> </ul>		
年次報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 報告書決議</li> </ul>	⇒ ■ 有識者等からのレビュー（参考人質疑）	⇒ ■ 次年度報告書へ反映 ■ 随時報告書について議論
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別省庁               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国家安全保障会議（NSC）</li> <li>・ 経済産業省</li> <li>・ 防衛省</li> </ul> </li> <li>■ 省庁共通の関心事項のさらなる深掘り</li> <li>■ 特定課題について議論</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 4大臣会合における議論についての情報開示の在り方（継続）</li> <li>- 資源エネルギー庁との特定秘密の指定の在り方（継続）</li> <li>- 旧防衛秘密から特定秘密に移行された時期の文書状況の確認</li> <li>- 文書の保存期間と特定秘密の指定期間/特定秘密文書の廃棄</li> <li>- 各行政機関内部における検査の充実（内容の実質化）</li> </ul>		

※上記は主なものであり、調査を進めるに当たり、その他の事項の追加や変更もあり得る。

### 4. 情報監視審査会の構成（平成29年3月28日現在）

会 長	額賀福志郎君（自民）	岩屋 毅君（自民）
	今村 雅弘君（自民）	後藤田正純君（自民）
	大塚 高司君（自民）	山内 康一君（立憲）
	井出 庸生君（希望）	太田 昭宏君（公明）

別添：平成29年年次報告書のポイント（パワーポイント資料）

以上